

# 医療機器業プロモーションコード 用語の解説

## プロモーションコード

医療機器業界では、プロモーションとは医療機器の採用または使用に向けての適正な販売活動という意味で用いられています。プロモーションコードは、会員団体の会員企業が遵守すべき行動基準を成文化したもので、海外においても主な医療機器団体が同様なコードを制定しています。

## 自社コード

自社コードは、プロモーションコード等をもとに策定された「自社のプロモーション等に関する具体的な指針」を意味し、全ての会員企業が自社コードを策定するよう望まれています。

医療機器を取扱う企業には、高度な倫理観とコンプライアンスが求められ、これを明らかにしたものが「自社コード」です。

## 会員企業

(一社) 日本医療機器産業連合会会員団体の会員企業が該当します。

## 医療関係者

医療機関等の開設者、役員、医療担当者、その他の従業員をいいます。

## 医療担当者

医師・歯科医師のほか、看護師・薬剤師・技師(士)などの医療に従事する者をいいます。

## 医療機関等

医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める病院及び診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に定める介護老人保健施設及びその他医療を行う者をいい、医療関係者も含みます。

## 医療機器

医療機器とは、医薬品医療機器法（昭和35年法律第145号）第2条第4項に規定する医療機器等をいいます。

## 医療機器に関する情報提供

医療機器を安全に適正に使用するために必要な情報等を提供することであり、営業情報を提供することとは違います。

## 公正競争規約

公正競争規約とは、景品類提供に関する医療機器業界の自主規制ルールです。

景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号））第11条第1項の規定により、公正取引委員会の認定を受けて制定されましたが、平成21年9月消費者庁発足に伴い景品表示法が消費者庁に移管となり、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けたとみなされました。

## 正常な商慣習

良識ある商慣行と言い替えることもできます。一般社会から見て正常な行為でないと考える場合は正常な商慣習であるとはいえません。